

社会福祉法人長井市社会福祉協議会慶弔等規程

昭和 45 年 3 月 9 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人長井市社会福祉協議会（以下「法人」という。）の役職員に対する慶弔について必要な事項を定めるものとする。

(慶弔の種類)

第 2 条 法人が行う慶弔等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 結婚祝
- (2) 病気見舞
- (3) 災害見舞
- (4) 弔慰
- (5) 役員退職慰労

(慶弔の基準)

第 3 条 前条に規定する慶弔等の基準は、別表のとおりとする。但し、2 以上の事項に該当するときは、支給額の高額のものとする。

(規程の改廃)

第 4 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て会長が行う。

(委任)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、役職員の慶弔に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和 45 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、昭和 60 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 3 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 6 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

別表

- 1 結婚祝
本人が結婚したとき 10,000 円
- 2 病気見舞
傷病のため入院又は1ヵ月以上の療養したとき 3,000 円以内の額
- 3 災害見舞
水火災その他の災害により住宅及び家財等に損害を受けたとき
(1) 住居及び家財の半分以上が焼失、滅失又はき損したと認められるとき 20,000 円
以内の額
(2) 住居及び家財の半分程度が焼失、滅失又はき損したと認められるとき 10,000 円
以内の額
- 4 弔慰
(1) 職員 30,000 円以内の額及び花輪 1 基
(2) 前に職員で 10 年以上勤務した者 20,000 円以内の額
(3) 役員及び職員の配偶者 10,000 円以内の額
(4) 役員及び職員の父母及び同居の子 5,000 円以内の額
(5) 役員 会長の定める金額
- 5 役員退職慰労
(1) 8 年以上役員をして退職した者 感謝状に 10,000 円以内の記念品
(2) 4 年以上役員をして退職した者 感謝状の贈呈